

全国健康保険協会職員退職手当規程

制定 (平成 20 年 10 月 1 日
平成 20 年規程第 12 号)

(総則)

第 1 条 全国健康保険協会（以下「協会」という。）の職員（全国健康保険協会職員就業規則（平成 20 年規程第 4 号。以下「職員就業規則」という。）第 2 条に規定する職員をいう。）に対する退職手当の支給については、この規程の定めるところによる。

(退職手当の支給)

第 2 条 退職手当は、職員が退職した日から起算して 1 月以内にその者（死亡により退職した場合には、その遺族）に支給する。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合、第 5 条に規定する退職手当の一時差止めを行う場合、その他特別の事情がある場合はこの限りでない。

2 退職手当は、法令及び労使協定による書面での定めに基づき控除すべき金額がある場合には、支払うべき退職手当の金額からその金額を控除して支給する。

(退職手当の支給制限)

第 3 条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、退職手当を支給しない。

- (1) 勤続 1 年未満で退職した場合
 - (2) 職員就業規則第 40 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、拘禁刑以上の刑に処せられたことにより解雇された場合
 - (3) 職員就業規則第 53 条の規定に基づき、懲戒解雇により解雇された場合
- 2 職員就業規則第 53 条の規定に基づき、諭旨解雇により退職した場合は、退職手当の 2 分の 1 を限度として支払わないことができる。

(起訴中に退職した場合等の退職手当の取扱い)

第 4 条 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。次項及び次条第 2 項において同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職したときは、退職手当は支給しない。ただし、拘禁刑以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。

2 前項の規定は、退職した者に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、その者が在職期間（その退職手当の基礎となる期間をいう。次条及び第 6 条において同じ。）中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたときについて準用する。

(退職手当の支給の一時差止め)

第5条 理事長は、退職した者に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、その者が次の各号のいずれかに該当する場合、退職手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴をされその判決が確定していない場合、その者が逮捕された場合、又はその者から聴取した事項等に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったとき。

(2) その者の在職期間中の行為に関して、懲戒解雇又は諭旨解雇に相当すると思料するに至ったとき。

2 理事長は、前項の規定による退職手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消すものとする。ただし、第2号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(2) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなくその者の退職の日から起算して1年を経過した場合

3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、退職手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

4 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

(退職手当の返納)

第6条 退職した者に対し退職手当を支給した後において、その者が在職期間中の行為に係る懲戒解雇を受ける理由に相当する事実が明らかになったとき、又は刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたときは、理事長はその支給した退職手当の全部又は一部を返納させることができる。

(退職手当の額)

第7条 退職手当の額は、勤続期間を通じて、別表1に定める毎年の等級に係る基礎ポイントに別表2に定める当該年の勤務年数に係る支給割合を乗じて得た合計ポイント

に、別表 3 に定める退職事由別係数及び別表 4 に定めるポイント単価を乗じて得た額とする。

- 2 前項の計算において、一の年に 2 以上の等級にあった者の基礎ポイントは、在級した各等級について基礎ポイントに在級月数を乗じ 12 で除した値の和を少数第 1 位で四捨五入したポイントとする。
- 3 定年に達する日から 6 箇月前までに勸奨、業務上の傷病又は死亡、整理により退職した者であって、その勤続年数が 25 年以上あり、かつ、その年齢が定年から 10 年を減じた年齢以上である者については、前 2 項による退職手当の額に、その額から国家公務員退職手当法に基づく調整額に相当する部分として別に定める額を控除した額（以下「調整後退職手当額」という。）に、その者にかかる定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年（1 年未満端数は 1 年に切り上げる）につき 100 分の 2 を乗じた額を加算する。
- 4 20 年以上の期間を勤続して別表 3 の第 2 号事由以外によって退職した者については、調整後退職手当額（前項の規定が適用される者にあつては、その加算後の額）に 100 分の 4 を乗じた額を加算する。
- 5 別表 3 における「傷病」は、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 47 条第 2 項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある場合又は職員就業規則第 8 条第 1 項第 1 号の休職の限度期間が満了してもなお復職できない状態にある場合をいうものとする。

（勤続期間の計算）

第 8 条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間によるものとし、その期間は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までとする。ただし、その期間が 35 年を超えるときは、職員となった日の属する月から 35 年に達する日の属する月までとする。

- 2 前項の在職期間には、休職及び停職の期間は含めず、育児休業の期間が 1 箇月以上あるときはその月数の 2 分の 1 に相当する月数（子が 1 歳に達した日の属する月までの育児休業の期間については 3 分の 1 に相当する月数）を除算する。ただし、除算すべき月数に 1 箇月未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。
- 3 退職手当の計算において、12 箇月に満たない期間について計算する必要がある場合は、基礎ポイントにその月数を乗じ 12 で除し少数第 1 位で四捨五入したポイントを使用する。

（国等の機関から復帰した職員等に対する退職手当に係る特例）

第 9 条 職員のうち、理事長の要請に応じ、引き続いて国等に使用される者（以下「国家公務員等」という。）となるために退職し、かつ、引き続き国家公務員等として在職

(その者が更に引き続き当該国家公務員等以外の他の国等の機関に係る国家公務員等として在職した場合を含む。)した後、引き続いて再び職員となった者の在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

- 2 国家公務員等が国等の機関の要請に応じ、引き続いて協会の職員となるため退職をし、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合におけるその者の職員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 3 職員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合、又は前項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合には、この規程による退職手当は、支給しない。
- 4 職員を国等の機関の業務に従事させるための休職の期間は、職員の引き続いた在職期間に算入するものとする。
- 5 国家公務員等が、その身分を保有したまま引き続いて職員となった場合におけるその者の在職期間の計算については、職員としての在職期間はなかったものとみなす。

(遺族の範囲及び支給順位)

第10条 第2条第1項に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者(婚姻の届け出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
 - (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者
 - (3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
 - (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しない者
- 2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、同項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にし、その他の親族については、職員と親等の近い者を先順位とする。
- 3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合は、その人数によって等分して支給する。

(遺族からの排除)

第11条 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- (1) 職員を故意に死亡させた者

(2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を死亡させた者

(遺族の受給資格証明)

第 12 条 第 2 条第 1 項に規定する遺族が退職手当の支給を受けるときは、戸籍謄本、住民登録謄本その他遺族である事実を証明する書類を提出しなければならない。

(端数の処理)

第 13 条 この規程の定めるところによる退職手当の計算の結果生じた 100 円未満の端数は、これを 100 円に切り上げるものとする。

(実施に関し必要な事項)

第 14 条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 15 条第 3 項の規定に基づき協会の職員として採用された者については、平成 20 年 9 月 30 日に定年により退職した場合に国家公務員退職手当法（昭和 28 年 8 月 8 日法律第 182 号。以下「退職手当法」という。）に基づき支給されるべき退職手当（勤続 20 年以上の長期勤続者についての、退職手当法附則第 21 項から第 23 項まで及び国家公務員等退職手当法等の一部を改正する法律（昭和 48 年法律第 30 号）附則第 5 項から第 7 項までによる基本額の調整の適用、並びに退職手当法第 5 条の 3 に基づく基本額の特例の適用を除く。）を別表 4 に定めるポイント単価で除したポイントを第 7 条に基づき計算される協会の職員としての在職期間に係るポイントに合算したポイントを総ポイントとみなして退職手当を支給するものとする。この場合において、別表 2 に定める勤続年数別支給割合の適用に当たっては、退職手当法第 2 条第 1 項に規定する職員としての引き続いた在職期間を協会の職員としての在職期間とみなす。
- 3 前項の規定が適用される職員が、平成 25 年 9 月 30 日までの間に退職する場合は、退職手当法を準用して退職手当の額を算定し、その額を支給するものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 30 号）附則第 26 条第 3 項の規定に基づき協会の職員として採用された者については、平成 21 年 12 月 31 日に定年により退職した場合に国家公務員退職手当法（昭和 28 年 8 月 8 日法律第 182 号。以下

「退職手当法」という。)に基づき支給されるべき退職手当(勤続20年以上の長期勤続者についての、退職手当法附則第21項から第23項まで及び国家公務員等退職手当法等の一部を改正する法律(昭和48年法律第30号)附則第5項から第7項までによる基本額の調整の適用、並びに退職手当法第5条の3に基づく基本額の特例の適用を除く。)を別表4に定めるポイント単価で除したポイントを第7条に基づき計算される協会の職員としての在職期間に係るポイントに合算したポイントを総ポイントとみなして退職手当を支給するものとする。この場合において、別表2に定める勤続年数別支給割合の適用に当たっては、退職手当法第2条第1項に規定する職員としての引き続きいた在職期間を協会の職員としての在職期間とみなす。

- 3 前項の規定が適用される職員が、平成26年12月31日までの間に退職する場合は、退職手当法を準用して退職手当の額を算定し、その額を支給するものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成25年1月25日から施行する。
- 2 平成20年10月1日施行の附則第3項及び平成22年1月1日施行の附則第3項に規定する退職手当法の準用については、平成25年3月31日までに退職する職員にあっては、国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成24年法律第96号。以下「改正法」という。)による改正前の退職手当法を準用し、平成25年4月1日以降に退職する職員にあっては、改正後の退職手当法(以下「新退職手当法」という。)を準用する。
- 3 前項における新退職手当法の準用に当たっては、同法附則第21項並びに国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律(昭和48年法律第30号)附則第5項並びに国家公務員退職手当法の一部を改正する法律(平成17年法律第115号)附則第3条中「百分の八十七」とあるのは「百分の八十八・一九」と、「百四分の八十七」とあるのは「百四分の八十八・一九」とし、改正法附則第2条から第4条中「百分の九十八」とあるのは「百分の九十九・三四」と、「百分の九十二」とあるのは「百分の九十三・二六」と、「百四分の九十八」とあるのは「百四分の九十九・三四」と、「百四分の九十二」とあるのは「百四分の九十三・二六」とする。

附 則

- 1 この規程は、平成26年1月21日から施行する。
- 2 改正後の第8条第2項の規定は、施行日前の在職期間についても適用する。
- 3 この改正の施行日に現に全国健康保険協会職員就業規則第2条第2項に規定する特定職員であって支部長に任命されている職員である者の退職手当の算定のための基礎ポイントは、別表1の改正に関わらず、平成29年9月30日までの間、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成 29 年 8 月 1 日から施行し、平成 29 年 3 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

別表 1（第 7 条第 1 項関係）等級別基礎ポイント表

等級	基礎ポイント
1 級	195
2 級	295
3 級	450
4 級	515
5 級	540
6 級	700
7 級	760
8 級	820
7 級又は 8 級（上記に関わらず、職員就業規則第 2 条第 2 項に規定する特定職員に限る。）	690

別表 2（第 7 条第 1 項関係）勤続年数別支給割合表

勤続年数	支給割合	勤続年数	支給割合	勤続年数	支給割合
1 年目	1.250	13 年目	1.375	25 年目	2.000
2 年目	1.250	14 年目	1.375	26 年目	1.800
3 年目	1.250	15 年目	1.375	27 年目	1.800
4 年目	1.250	16 年目	2.000	28 年目	1.800
5 年目	1.250	17 年目	2.000	29 年目	1.800
6 年目	1.250	18 年目	2.000	30 年目	1.800
7 年目	1.250	19 年目	2.000	31 年目	1.800
8 年目	1.250	20 年目	2.000	32 年目	1.800
9 年目	1.250	21 年目	2.000	33 年目	1.800
10 年目	1.250	22 年目	2.000	34 年目	1.800
11 年目	1.375	23 年目	2.000	35 年目	1.050
12 年目	1.375	24 年目	2.000		

別表 3（第 7 条第 1 項関係）勤続年数別退職事由別係数表

勤続年数	1 号事由	2 号事由	3 号事由	4 号事由
1	0.80	0.48	0.80	1.20
2	0.80	0.48	0.80	1.20
3	0.80	0.48	0.80	1.20
4	0.80	0.48	0.80	1.20
5	0.80	0.48	0.80	1.20
6	0.80	0.48	0.80	1.20
7	0.80	0.48	0.80	1.20
8	0.80	0.48	0.80	1.20
9	0.80	0.48	0.80	1.20
10	0.80	0.48	0.80	1.20
11	1.00	0.64	0.80	1.20
12	1.00	0.64	0.80	1.20
13	1.00	0.64	0.80	1.20
14	1.00	0.64	0.80	1.20
15	1.00	0.64	0.80	1.20
16	1.00	0.73	0.80	1.11
17	1.00	0.73	0.80	1.11
18	1.00	0.73	0.80	1.11
19	1.00	0.73	0.80	1.11
20	1.00	0.73	0.80	1.11
21	1.00	0.83	0.83	1.03
22	1.00	0.83	0.83	1.03
23	1.00	0.83	0.83	1.03
24	1.00	0.83	0.83	1.03
25	1.00	0.83	0.83	1.03
26	1.00	0.84	0.84	1.00
27	1.00	0.84	0.84	1.00
28	1.00	0.84	0.84	1.00
29	1.00	0.84	0.84	1.00
30	1.00	0.84	0.84	1.00
31	1.00	0.84	0.84	1.00
32	1.00	0.84	0.84	1.00
33	1.00	0.84	0.84	1.00
34	1.00	0.84	0.84	1.00
35	1.00	0.84	0.84	1.00

(注) 1 号事由 定年、雇用契約期間満了、勸奨、死亡（業務に起因する死亡を除く。）、
通勤による傷病による退職

2 号事由 自己都合（傷病によるものを除く。）による退職

3 号事由 傷病（通勤による傷病及び業務上の傷病を除く。）による退職

4 号事由 整理退職、業務上の傷病、業務に起因する死亡による退職

別表 4（第 7 条第 1 項関係）ポイント単価

ポイント単価	1,000 円
--------	---------